

東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等 に関する規則

平成16年4月1日
規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料並びに公開講座講習料及び学位論文審査手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部及び大学院における授業料等)

第2条 学部及び大学院における授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、次のとおりとする。

(1) 学部学生及び大学院学生

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 642,960 円	282,000 円	17,000 円
大学院	年額 535,800 円	282,000 円	36,000 円

(2) 科目等履修生及び聴講生

授業料	入学料	検定料
1単位に相当する授業について 14,800 円	28,200 円	9,800 円

(3) 特別聴講学生

授業料
1単位に相当する授業について 14,800 円

(4) 特別研究学生及び短期交流学生

授業料
月額 29,700 円

(5) 大学院研究生

授業料	入学料	検定料
年額 356,400 円	84,600 円	9,800 円

- 平成11年度以後の入学者(入学者の属する学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む。)については、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料を適用する。
- 学部又は大学院に編入学、転入学及び再入学により入学した者に係る授業料の額は、当該者が編入学、転入学及び再入学により入学する年次相当の在学者に係る授業料の額とする。

- 4 第一段階選抜の結果、不合格となった者に対しては、出願の際に徴収した検定料のうち、13,000円を返還する。
- 5 学部の編入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。

(長期履修学生の授業料)

第3条 東京医科歯科大学大学院学則(平成16年規程第5号)第15条の規定により長期履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の長期履修期間(長期履修学生となる前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。)における授業料の年額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項の規定により授業料の年額が定められた長期履修学生が、長期履修期間の短縮を認められた場合の長期履修期間(当該短縮の前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。)における授業料の年額は、前条第1項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

第4条 削除

(寄宿料)

第5条 寄宿料の額は、次のとおりとする。

区 分	寄 宿 料
単身用居室で一人当たりの建物(共用部分を含む。)の面積が25㎡以上のも	月額 5,900 円
世帯用居室で一世帯当たりの建物(共用部分を含む。)の面積が50㎡以上60㎡未満のもの	月額 11,900 円
世帯用居室で一世帯当たりの建物(共用部分を含む。)の面積が60㎡以上のも	月額 14,200 円

- 2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学寄宿舎(里見寮)管理運営規則(平成21年規則第57号)に規定する里見寮にあつては月額17,800円とする。

(公開講座講習料)

第6条 公開講座講習料の額は、次の額を超えない額とする。

一講座当たり時間数	公開講座講習料

5時間以下	5,200 円
5時間を超え 10時間以下	6,200 円
10時間を超え 15時間以下	7,200 円
15時間を超え 20時間以下	8,200 円
20時間を超え 25時間以下	9,200 円
25時間を超え 30時間以下	10,200 円
30時間を超え 35時間以下	11,200 円
35時間を超え 40時間以下	12,200 円
40時間を超え 45時間以下	13,200 円
45時間を超え 50時間以下	14,200 円
50時間を超え 55時間以下	15,200 円
55時間を超え 60時間以下	16,200 円
60時間を超え 65時間以下	17,200 円
65時間を超え 70時間以下	18,200 円
70時間を超え 75時間以下	19,200 円
75時間を超え 80時間以下	20,200 円
80時間を超え 85時間以下	21,200 円
85時間を超え 90時間以下	22,200 円
90時間を超え 95時間以下	23,200 円
95時間を超え100時間以下	24,200 円
100時間を超え105時間以下	25,200 円
105時間を超え110時間以下	26,200 円

(履修証明プログラム受講料)

第6条の2 履修証明プログラムの受講料の額は、1時間あたり1,000円とする。ただし、学長が必要と認める場合には、別に定める。

(学位論文審査手数料)

第7条 学位論文審査手数料の額は、次のとおりとする。

学位論文審査手数料
1件につき 57,000円

(授業料等の不徴収)

第8条 第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者の授業料等は徴収しない。

- (1) 国立大学から受け入れる特別聴講学生又は特別研究学生
- (2) 授業料を相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定に基づき、公立又は私立の大学から受け入れる特別聴講学生

- (3) 授業料を相互に不徴収とする大学間特別研究学生交流協定に基づき、公立又は私立の大学から受け入れる特別研究学生
 - (4) 国費外国人留学生
 - (5) 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流協定に関する要項(平成23年制定)に基づき締結する授業料等を相互に不徴収とする大学間交流協定に基づき受け入れる外国人留学生
 - (6) 国立大学法人東京医科歯科大学医学部保健衛生学科看護学専攻学生による大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の先取履修に関する要項(平成26年制定)第1条の規定による科目等履修生
 - (7) 国立大学法人東京医科歯科大学短期交流学生の受入れに関する要項に基づき締結する授業料等を相互に不徴収とする学生交流協定に基づき受け入れる短期交流学生
 - (8) 東京医科歯科大学大学院学則第58条第1項に規定する協定において授業料等を不徴収とすることを定めた国際連携専攻に入学する大学院学生
 - (9) 前各号の規定にかかわらず、役員会の議を経て学長が別に受け入れを認める第2条第1項各号に定める者
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する者の入学料及び検定料は徴収しない。
- (1) 本学の博士(前期)課程(修士課程を含む。)を修了し、引き続き本学の博士(後期)課程(博士課程を含む。)に進学する者
 - (2) 東京医科歯科大学学則第19条第2項(ただし書を除く。)の規定により本学の医学部医学科又は歯学部歯学科に再入学する者
 - (3) 東京医科歯科大学学則第31条の2の規定により退学した後、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再入学する者
- 3 前2項に定めるもののほか、学長が特に認めた者の入学料は徴収しない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる者に係る授業料の額については、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

対 象 者	授 業 料	
	学 部	大 学 院
平成7年度から平成8年度までの入学者	年額 447,600 円	年額 447,600 円
平成9年度から平成10年度までの入学者	年額 469,200 円	年額 469,200 円

附 則(平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月15日規則第12号)

この規則は、平成19年1月15日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度再入学志願者から適用する。

附 則(平成21年12月18日規則第56号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第43号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第89号)

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成23年12月16日規則第106号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日規則第24号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月9日規則第25号)

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月11日規則第92号)

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則(平成28年6月9日規則第100号)

この規則は、平成28年6月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項第4号並びに第8条第1項第8号及び第9号の規定については、平成28年5月1日から適用する。

附 則(平成29年1月11日規則第8号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

附 則(平成29年1月11日規則第8号)

この規則は、平成29年1月11日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

附 則(平成29年10月18日規則第119号)

この規則は、平成29年10月18日から施行する。ただし、第8条第1項第10号の規定については、平成28年度入学者から適用する。

附 則(平成30年5月30日規則第44号)

この規則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月26日規則第118号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に医学部又は歯学部に在学する者に係る授業料の額については、在学しなくなるまでの間、改正後の第2条第1項第1号の規定にかかわらず、535,800円とする。